

令和3年度 第3回大淀町総合教育会議録

1. 日時 令和4年3月24日(木) 16:00～16:45

2. 場所 大淀町役場 301会議室

3. 出席状況 大淀町長 岡下 守正
教育長 廣見 敦志
教育長職務代理者 下西 佳行
教育委員 山本 眞
教育委員 山風呂 千恵美

4. 議題

1. 大淀町教育大綱の改定について

5. 会議内容

開 会 午後4時00分

岸本総務部次長 それでは、定刻となりましたので、令和3年度第3回大淀町総合教育会議を始めさせていただきますと思います。

当初の議事の進行は、私、事務局総務課の岸本が務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

なお、竹内委員より欠席の旨の連絡をいただいておりますので、よろしくお願いいたします。

また、会議録作成のために録音させていただきますので、よろしくお願いいたします。
お手元にお配りさせていただいております会議次第に従い、進めさせていただきます。
それでは、開会にあたり、岡下町長がご挨拶申し上げます。

岡下町長 皆さん、こんにちは。

教育委員の皆様にはご多忙のところ、お集まりいただきましてありがとうございます。

本日の案件は、前回に引き続きまして、「大淀町の教育大綱の改定について」でございます。第2期の大淀町教育大綱といいますのは、現在あります、最初に定めさせていただきました本町の教育大綱の改訂版でございます。前回のものが、おおむね今年度末としておるところから、新たに策定しようとしているところでございます。

今後の大淀町の教育行政を推進するための基本方針であるわけでございますので、総合教育会議において、委員の皆様と協議してまいりたいと考えております。

本日も、皆様方の忌憚のないご意見をよろしくお願ひ申し上げます。どうかよろしくお願ひします。

岸本総務部次長 ありがとうございます。

それでは、以降の議事の進行は、大淀町総合教育会議設置要綱第4条の規定により、町長が議長となると定められていますので、よろしくお願ひいたします。

岡下町長 それでは、議長を務めさせていただきます。

着座にて、失礼します。

早速、議事に入ります。

本日の議題は、「大淀町教育大綱の改定について」でございます。

前回の総合教育会議でお示しいたしました、第2期の大淀町教育大綱（案）でございますが、委員の皆様方からご意見をいただき、修正をいたしました。

まず、修正した変更点について、事務局から説明をお願いします。

岸本総務部次長 前回、1月19日の総合教育会議において、委員の皆様から貴重なご意見をいただき、修正点について、町長部局と教育委員会部局と協議を行いました。その内容及び、これもご意見のありました、図示した概要について、教育委員会の各担当課のほうから説明をさせていただきますと思います。

岡下町長 担当課、よろしくお願ひします。

島田学務課長。

島田学務課長 まず、教育大綱の基本的な方針でございますが、ご存じのとおり、一つ目、「就学前のはぐくみの充実」、そして二つ目におきましては「学校教育の充実」、三つ目につきましては「社会教育の推進」、四つ目につきましては「文化・芸術の振興」という四つの柱でもって、大綱（案）を作成させていただいたところでございます。

この中でも、特に学務課関係、要は学校教育の関係になるわけなんですけれども、二つ目の「学校教育の充実」という部分につきまして、より分かりやすい内容にするために、事務局サイドのほうで構成の見直しを行いました。

本日、お配りさせていただいております資料の、まず、6ページのほうをお願ひいたします。

下線を引かせていただいている部分が、変更となった部分になるんですけれども、6ページの「自らの未来を切り拓く『生きる力』をはぐくむために」という部分につきましては、全面の変更を行わせていただいております。先ほども申し上げましたように、全体の内容からは、より分かりやすい内容にするためにということで、生きる力を育むための手段を三つの柱で、明確化にさせていただきます。

まず、一つ目の部分でございますが、「確かな学力」では、子どもたちの学びに向かう基盤づくりをしっかりと行い、基礎学力の定着から自信へとつなげるため、分かったからできたから言えた、書けたというような、学びのステップアップを図るというような内容に変更させていただきます。

また、中段にあります「豊かな心」におきましては、生命を尊重する心や規範性を育める

ような人間味あふれる学校づくりを行い、また、郷土を愛する心が育つ教育を進めていく内容に変更させて、記載させていただいております。

三つ目の「健やかな体」の部分につきましては、自分自ら体を動かそうとする環境づくりに加えまして、家庭とも連携しながら、健全な生活習慣の確立に向けた取組を行っていく内容を記載させていただいております。

下段、以下につきましては、具体的な、教育的な内容を記載させていただいております。続きまして、7ページのほうをお願いいたします。

7ページの「教育的配慮を必要とする子どもたちのために」の部分でございますが、こちらも記載内容を変更させていただいております。当初は、インクルーシブ教育に特化した内容で記載のほうをさせていただいておりましたが、昨今の問題に掲げられるような、不登校であったり、家庭の環境であったり、そういったことによって困難を抱える子どもたちがたくさんおられます。そういった子どもに対しても、心や家庭教育といったケアを実践していく内容を、具体的な内容に加えて記載させていただいております。

続きまして、真ん中にあります「地域ぐるみの教育の実践のために」というところにつきましては、当初は規範意識の向上、ここの部分で記載もさせていただいておったところでございますが、一番最初にお話もさせていただきました、6ページの「生きる力」をはぐくむ項目のところで、知・徳・体の徳の部分に織り込まさせていただきましたので、その部分を今、規範意識の向上を抜いたような状態にさせていただきまして、特に社会、地域社会との連携による教育力の向上を目指した内容というふうなことで、全体の構成のバランスの変更をさせていただきました。

よろしくをお願いいたします。

岡下町長 喜多課長。

喜多社会教育課長 社会教育課におきましても、項目の「社会教育の推進」というところで修正させていただきます。

資料の8ページをお願いいたします。

前回の素案におきましては、「人権教育」「青少年教育」「家庭教育」「高齢者教育」「生涯スポーツ」の五つの項目で挙げさせていただきました。どの項目も非常に大事な項目であると、認識しているところでございます。

しかしながら、社会教育法第2条、社会教育の定義によりますと、「社会教育は、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動をいう」という記載があります。このことは、社会教育には家庭教育は含まれず、社会教育と家庭教育は、それぞれ独立した教育であると意味しているものでございます。

しかし、住民を対象とする講座など、学習機会を提供することにつきましては、社会教育の一環にありますので、前回、「青少年教育」と「家庭教育」と、別々の項目で挙げておりましたが、今回その項目を合わせまして、項目名を「青少年の育成・家庭教育の支援」と修正させていただきました。青少年教育と家庭教育の項目を合わせた理由といたしましては、青少年健全育成には、家庭教育の在り方が非常に密接している関係にあるためでございます。

す。

なお、内容的には、前回の「青少年教育」と「家庭教育」から、それぞれ抜粋させていただいたものを合わせておりますので、特に大きな変更はないものでございます。

修正内容は、記載のとおりでございますので、ご確認いただきたいと思います。

以上です。

岡下町長 柳井課長。

柳井文化振興課長 文化振興課からは、4番目の「文化・芸術の振興」というところで、修正のほうをさせていただいています。

大きな項目といたしまして、「文化活動」「文化財・文化遺産」「郷土愛の醸成」という項目により構成しておりますが、その中で「文化活動」の項目のところで修正のほうをさせていただいております。

生涯にわたる学習は、学びを通じて、人生に喜びや生きがいを見いだして、心を豊かにすることにつながり、学びの場を通じての交流は、人と人、また、地域とのつながりを強め、地域全体を活性化させることになると考えております。

また、学んだことを社会の中で生かすことは、大きな喜びとなるものでございます。

町民が、生涯にわたってあらゆる機会において、主体的に学ぶことができることが大切であると考えますので、下線部のように「各種の生涯学習講座・文化講座を催すとともに、住民の自主的な文化活動や文化サークルの活動支援に努め、まちの文化・芸術活動の振興に取り組んでいきます」というふうに修正をさせていただいたものでございます。

以上です。

岡下町長 3課長、ご苦労さまでした。

それでは、概要版の説明のほうを、松本部長。

松本教育部長 教育委員会事務局、松本でございます。よろしく申し上げます。

私からは、大淀町教育大綱の概要（案）につきまして説明をいたします。

前回、1月19日の総合教育会議の折に、委員の皆さんから、短時間で分かりやすく、読んでみようと思っただけ、町民さんに概要資料を作ってみてはどうかというご意見を頂戴いたしました。ご意見をいただきまして、町長部局と、こちらは大綱と同じく連携をしながら概要（案）を作成いたしました。

恐れ入ります。本日、資料としまして、A4両面印刷のカラーのものですが、右下にページ数を振っておりますが、1ページでございます。第2期大淀町教育大綱の概要の資料をご覧いただきたいと思います。

まずは、基本理念でございますが、第2期教育大綱に掲げます「食育、学校園所・家庭・地域社会のはぐくみによる『知・徳・体の』充実をめざすひとづくり」、そして「人権を尊重する人にやさしい郷土愛あふれるまちづくり」を、大綱に基づき記載いたしております。

その下ですが、繰り返しになりますが、基本方針、四つの柱がございます。「就学前のはぐくみの充実」「学校教育の充実」「社会教育の推進」「文化・芸術の振興」、四つの柱を記載しまして、それぞれ右隣りに具体的な施策、大綱の項目を記載いたしております。

恐れ入ります、2ページ、裏面になりますが、よろしくお願ひします。

1ページには、特に概要というところですが、さらに1ページを詳しく、2ページで示しております。

上段でございますが、まずは左側が直接的な教育、右には人同士のつながり、支え合い、助け合い、そこを大切にしたい、まちづくり、環境づくりの側面で記載をいたしております。

真ん中には基本方針、四つの柱を記載しまして、それぞれ左、直接的な教育、環境づくりという具体的な施策であったりという考え方、方針を記載いたしております。

雑駁な説明でございますが、どうぞよろしくお願ひいたします。

以上でございます。

岡下町長 ご苦労さまでした。

私、前回ご指摘をいただいた件を、今回十分に反映させていただいたと思っておりますが、第2期教育大綱の案につきまして、もう一度、今日出させていただいたことにつきまして、皆様方のご意見、ご質問をお受けしたいと思ひます。

今日、説明を受けましたけれども、あらかじめご検討いただいておりますことと思ひますが、どうでしょうか。順番にお願いできますでしょうか。もし何かありましたら挙手を願ひたいと思ひますが、ご意見ございましたら。

山本委員、何か。

山本委員 特に、この内容に関してコメントはないんですけれども、私が常に思っているのは、やはり児童生徒の心をしっかりと、心の動きを受け止めて聞いてあげるといふこと、その繰り返しをすることによって、生徒の皆様が、あの先生は私のこと、僕のことを分かってくれる、ちゃんと分かってくれているんや、見てくれているんやというような心へ変わり、そしてあの先生の言うことなら聞きたいというような、そういうところへの結びつきが必要であるかと思っております。

そういったことといふのは、実は、幼稚園や保育園でもすごく大切なところであるんですけれども、どうしても小学校、中学校へ行ってしまうと、どうしても教えたんなあかんとか、教育したんなあかんとか、こうさせたらなあかんとかというようになってしまふので、生徒さんからしたら、どうせ俺のことなんか、どうせ私のことなんか分かっていないんやというような気持ちになってしまうことが多々あると思ひます。

私も、やはり実際に自分の中学校、小学校のときを思い出しても、何かそういう気持ちにもなったこともありますし。

けれども、そういった、間違っているのか、正しいのかといふのは横に置いておいて、しっかりと生徒さんの気持ちを受け止めて聞くといふこと、そこからでないといふ何もスタートはできないのかな。そこがうまく歯車が合い出すと、ここに書いてあるようなことが、うまくいっていくんじゃないか、それは保護者様とも一緒やと思ひますけれども。何も、気持ちを聞くといふことが、それを正しいよといふことではないので、伝わったと思ひただけでも、心が落ち着いていきます。伝わったと思えば、初めてそこで自分自身で、自分の問題点に気づいていくといふことにもつながるかと思ひるので、自己実現といふようなとこ

ろにつながっていくかなと思いますので、そういったことを何とか取り入れて、具体的に実践できていくような教育の現場であってほしいなと思っております。

岡下町長 ありがとうございます。

山本さんには、前回の改定については異議はないけれども、しっかりと教育の場では、子どもさんと、あるいは家庭との心の通い合いを大切にしていかなければならないというふうなご意見をいただいたと思っております。ありがとうございました。

下西委員、何かございましたら。

下西委員 教育大綱の概要ということで、基本方針が示されておるわけですが、こういった内容は、県の教育の目指す方向性を踏まえた内容であって、計画的に進めていっていただきたいなと、このように思っております。

それで、現場の教師というのは、やはり判断材料として、こういう基本方針を活用して、取組を進めていくわけですので、基本方針というものは非常に大切なものであると、このように思っております。

それで、基本方針を捉える、捉え方ですけども、教育委員会としては、具体的な内容のものを示しながら、先生方が理解していただけるような内容に持っていくべきではないかなと、このように思っています。そういった内容につきましても、かなり、今回の概要は、先生方にも理解をしていただける内容のものではないかなと、このように思います。

それと、もう一つは、教育というのは非常に分野が広いわけでありまして、今、示されている教育大綱の中身だけではないと思うんですね。非常に多くの範囲のものが含まれておると思います。そういった中で、やはり教育を進める上で、どうしても必要なものと、ちょっと置いといてもいいかなというものがあると思うんですね。だから、どうしても教育を進める上で必要なものについては、経済的なバックアップも必要ですし、そういった面については、考慮いただきたいなと、このように思います。

子どもたちが、そういった取組の中で、いろんな材料を与えてもらって、取組を進めているわけですが、教育というのは結果が大事だと思うんです。子どもたちがどのように変わっていくか、これが大事だと思うんですね。子どもが変わるのは、ほんの一瞬、いつ変わるか、分かりません。どのように教育活動を進めておっても、子どもはいつ目覚めるか、分からないわけです。

しかし、子どもには目覚めてほしいわけです。ここで、これだけ頑張ったら成績も上がるやんか、面白いやんか、このように思ってもらえるような出来事があってほしいわけです。だけど、それを起こすためには、それなりの手だてが必要やと思うんですね。ただ、漠然と、教育活動を進めていく中では、そういったものは生まれてこない。しかし、何かきっかけを与えることによって、子どもたちが、子どもが、そのときに目覚めてくれたら非常にうれしいなと思います。

私、過去のことを振り返って考えたときに、俺、目覚める機会はなかったなと思うんですよ。しかし、目覚めた子は、平均点90点以上を取っておるんですよ。何でかいうたら、試験に出てくる内容が分かっているんですよ。この範囲やったら、これが試験の問題になると

というのが分かるんですよ。

ところが、それが分からない、私のように分からない者は成績が上がらなかったわけですよ。だから、そうしたきっかけを与えられるような教育を、先生方にしてほしいなと思います。

今、現場を離れて、何年かたっていますけども、非常にそれを思うんです。だから、必要などころには、もう惜しげなくお金を出してほしいという気持ちを持っております。

以上でございます。

岡下町長 ありがとうございます。

目覚めさせるためのきっかけ、しっかりと手だてを講じなさいと、そのためにはお金を惜しんだらいけないとおっしゃったように思います。いろんなもので、先生方に理解しやすいのではないかと、この大綱は、そういうふうにもおっしゃっていただきました。ありがとうございました。

山風呂委員さん、何かありましたら、簡単にどうぞ。

山風呂委員 教育大綱のカラーを見せてもらおうと、すごく一保護者から見ても分かりやすいものになっているので、とてもいいと思います。

あと、質問なんですけど、不登校とかひきこもりの子どもたちにサポート体制が必要ということで、スクールカウンセラーとか、スクールソーシャルワーカーとかを配置しというのがあるんですけど、大淀町では具体的に、よくテレビとかでは耳にするんですけど、まず、不登校の生徒ということでしたら学校に行けないじゃないですか。そういうときに、こういったスクールカウンセラーとか、スクールソーシャルワーカーの方とかというのは、具体的にどういったことをされているのかを聞きたいです、大淀町として。

岡下町長 島田課長。

島田学務課長 具体的な部分でのスクールカウンセラーとか、スクールソーシャルワーカーの本町での取組の内容について、ちょっとお話しさせていただきたいと思います。

かねがねから、厚労省におきましては、適応指導教室というのを、旭ヶ丘総合センターの横で運営をさせていただいておりまして、その中に、あらかし学級というのも開設させていただいております。

適応指導教室と申しますのは、いわゆる不登校がちで学校へ行きにくいお子様の心のケアであったりとか、また、学校には行けないんですけども、ちょっと離れた施設だったら勉強できるかなというようなお子さんの通うような場所をあらかし学級としてつくらせていただいて、その学級に通えば、学校での登校日数にカウントされるよ、みたいなことをさせていただいております。

そちらのほうにつきましては、スクールカウンセラーと、あと相談員の方も配置させていただきまして、スクールカウンセラーにつきましては、週2日で子どもたちや、お子さんの悩みを抱えた保護者のカウンセリングもさせていただいているというような内容でございました。

また、相談員の方々につきましては、子どもたちが、あらかし学級に来たときに、勉強を

教えていただいておりますというふうなことで、主にこれまでは心のケアを中心にさせていただいております。

ところが、昨今、大淀町でもそうなんですけども、不登校のお子さんの数が年々増えているような状況でございます。不登校の原因を調べさせていただきますと、校内での学習が理由であったりとかだけではなく、家庭的な問題も一つの要因になっておるといようなことも分かってまいりました。いわゆる、家庭の環境が不登校の原因になっておるといところはありますので、そういった部分のケアをしていただくというところで、スクールソーシャルワーカーという方を、実は昨年度と今年度までは県から年20回、大淀町のほうに入ってきてくださっていたんですけども、やっぱりマンパワーは必要だということもございますので、来年度から、これは新規の事業で週3回、教育委員会から学校を巡回するような形で、子どもさん、また、保護者の方、時には先生というふうな悩みを聞いていただけるような方を配置させていただいております。

なかなかスクールソーシャルワークといっても、なじみのない部分もあるんですけども、具体的には、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉の専門的な知識や経験を有する者というふうなことでさせていただいております。子どもが置かれた環境によって、それぞれ専門的な機関につなげていくというふうな業務を加えた専門的な方を、令和4年度から配置させていただくというふうなことで、様々なチャンネルから、子どもたちをケアさせていただきたいなということで、教育委員会としてもこういう事業を展開させていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

岡下町長 はい、ご苦労さまです。かなり詳しく、スクールカウンセラーとソーシャルワーカーについて、今、説明ありましたけれども、配置の仕方、あるいは頻度とかいうふうなものも、来年度からはより一層充実していくというふうな話だったと思います。また教育委員会のほうで聞いていただいたらと思いますので。

ただ、それで今回の修正版ですねけれども、今概要版は見やすくなったなというふうに言っていただきましたけど、ほかにご意見はございませんでしょうか。

それでは、今、一通り聞かせていただきましたけれども、ほかにご意見が、どうでしょうか。ございませんでしょうか。

教育長のほうから。

廣見教育長 今、教育委員さんのほうからも、どちらかという学校教育に関わって、主にご意見をいただいたのではないのかなというふうに思っております。

山本委員さんのほうからは、教員の信頼関係のお話もしていただいたのかなというふうに思うところですし、下西委員さんのほうからも、やはり仕掛けが必要、手だてが必要、具体的なものを示しながらという、教育委員会としての立場という形のご意見をいただきました。

それから、山風呂委員さんからの不登校についてもご意見をいただきました。本当に今、学校教育のことをちょっと中心に言っているというので、具体的な話として、今回、教

育大綱が策定していただければという前提にはなるんですけども、来年度、学校教育の何を充実していくかということについては、ちょっと大綱から少し話は外れるかもしれませんが、大綱の中から、令和4年度、特に重点していきたいという、そういった学びを考えております。

実は、先ほどの教育委員会会議で、教育委員さんからもご意見いただきながら、令和4年度の学校教育の重点というような形で、いみじくもおっしゃっていただいたような、学ぶ力の育成であったり、不登校等の子どもたちへの支援であったり、あるいは教職員の資質向上であったり、そういったお話をちょうどさせていただいていたところでございまして、そういったところ、今後も、学校教育としては充実していかなければならないなというふうに感じさせていただいています。

それから、竹内委員さんから前回のときのご指摘を受けて、社会教育の推進であったり、文化・芸術の振興であったり、そういった視点から、町として、いわゆるまちづくりの一環として、講座等の充実を図るべきではないか、生涯学習に向けて充実を図るべきではないかというご意見いただいたところ、社会教育の推進、文化・芸術の振興、そのあたりで記述を膨らまさせてもらっておるところではないかなというふうに思います。

就学前のはぐくみであったり、社会教育、文化・芸術の振興だったり、そういったところもまた、ご意見をいただけたらありがたいなと思ったりしたところでございます。すみません、ちょっと意見だけになってしまいました。

岡下町長 ありがとうございます。

社会教育、あるいは文化等の充実にもということで、教育長のほうから話がありましたけれども、この辺に関しましても何かございましたら、委員の方。

もし、本日欠席されておられる竹内委員のほうから前回あったことを教育長に言っていただき、それも、今回の改訂版の中に、改正案の中に取り込んでもらっていると私は思っております。

ご意見を一通り伺ったわけなんですけれども、別に、今回、第2期大淀町教育大綱を進める上におきまして、今日いただいたところを少し修正しなければならないところは、もうない、あまり大きくはないように思いますので、できましたら、修正しなければならないところは一部修正して、後日お配りさせていただいて、それを完成版といたしたいと思いますが、いかがなものでしょうか。

それでよろしいでしょうか。

山本委員 大丈夫だと思います。

岡下町長 よろしいでしょうか。

下西委員、それでご了承。

下西委員 はい、結構です。

岡下町長 はい、ありがとうございます。

では、他にございませんようでしたら、本日決定していただいた第2期大淀町教育大綱は、令和4年度から令和8年度までの大淀町の教育行政の指針となるものでございまして、

この大綱に基づきまして、私、町行政を預かる者として、教育委員の皆様方と協力連携しながら、今後も教育の振興のために施策を進めてまいりたいと考えております。皆様の今後ともご指導、また、ご協力をぜひお願いいたします。

それでは、本日の案件は終わったわけですが、私から一つちょっとその他のことで、あるんですけども、いいでしょうか。

もう3月がもう終わりなので、学校においては令和3年度の学期末を迎えようとしております。今日、特に学校教育のほうのお話をいただきましたが、子どもたちの状況等で、何か今現在、課題となるような、問題となるようなことがありましたら、この場でご意見をいただきたいと思うんですねけれども、教育長、どうですか。

廣見教育長 ご心配いただきまして、ありがとうございます。今日、実は、幼稚園、それから、小学校、中学校、令和3年度の終業式が終わりまして、それぞれの校園から無事終わりましたと連絡をいただいたところです。教育課程、今年度修了したというようなことでございました。

私も、実は11月から着任をさせていただいて、まだ半年もたっていないんですけど、その間、あるいはこれまでの大淀町での出来事であったりとか、学校の中での話とか、そういったことを聞かせていただく中で、やはり喫緊の課題として懸念するということはございます。

これは、議会でも、議員の皆様からご心配いただいたりしていることであるということでも答弁をさせていただいたんですけど、一つはやはり、子どもたちの学力のことです。今も、下西職務代理からお話いただきましたけれど、ご承知のとおり全国学力・学習状況調査の結果、小学校の国語の教科で言いますと、奈良県は滋賀県と並んで、全国の中で平均正答率というのが最下位であったということ。それから、他校種、他教科についても、全国平均と比しては低い結果だったということです。

今日はこれを受けて、私も年末に行ってきたんですけど、全市町村の教育長を集めて、分析結果を示すとともに、それぞれの市町村でどんな取組をしているかと、そういう情報共有なんかもさせていただいて、県としての姿勢として、県を挙げて学力向上に取り組むという姿勢でおるようでございます。

また、これは予定なんですけれども、学力向上に向けた県の教育委員会の中での組織の再編、そういったものも行われるということでございます。

その中で、大淀町の教科調査の結果、これは具体的な数字は控えるんですが、やっぱり県内においても平均正答率は全体的に低い傾向、県内と比べても低い傾向にあります。その底上げを町の学力向上推進委員会、これで提案させていただいて、各学校で取り組んでいるところであります。

それとともに、教科の学力も一緒なんです、例えば、教科の勉強好きとか、学校に行くのが楽しいとか、学びに向かっていく力といいますか、最後まで粘り強く取り組むとか、そういった定量で測定できないような力、そういったものも学習状況調査では、子どもたちには質問し、調査、好きですか、どちらかというとき好きという、そういうような形で行っ

ていまして、大淀町の子どもたちも、結果的にはちょっと肯定的に思っていない子どもたちがやっぱり決して少なくない状況で、これも気になっているところであります。

そこに対しても、学力向上委員会では、やはり学力そのものは、狭い意味の学力そのものだけじゃなくて、学びに向かおうとする力という形で、お互いが認められるような、先ほど山本委員さんおっしゃっていただいたような、そういう学級づくり、基盤をつくっていくということ、信頼関係だったり、そういったことも大事やということで、学びに向かいやすい環境をつくることも、これ、大事やという話をしています。

しかしながら、学校教育でできることのみも限界があるので、そのあたり、町全体としての取組という意味で、この場で、すぐには結論や施策に結びつかないかもしれませんが、お話し合いいただくことは、先ほど下西委員さんもお金の話もちょっと言うていただきましたけど、大事なことだと思います。

それから、二つ目は、これも結局のところ、一つ目と関係してくるかもしれませんが、先ほど、山風呂委員さんがおっしゃっていただいたような、不登校の問題です。これも、議員さんからご質問いただいて、ご答弁をさせていただきました。子どもたちの世話をされている家庭にも寄り添いというか、配慮というか、支援というか、そういったものが大切かなというふうに感じています。

最新の文部科学省の問題行動調査、これは令和2年度の結果なんですけど、ちょっとデータがありまして、不登校の児童生徒、不登校の定義というのは、学校年間30日以上欠席している子どもで、その理由を不登校だと学校が捉えているという、そういった児童生徒数なんですけど、令和2年度の結果で、全国では千人当たり40.9人、奈良県では43.5人、これは中学校のデータです。大淀町は、今現在、令和3年度の不登校生徒数でいうと、この具体的な数字はちょっと言えませんが、大体30数名程度、それを考えると、中学校の人数が大体400数十名でございますので、母数が違うから単純比較はできないけれども、奈良県の数字よりもはるかに多いです。そういう結果になっているのではないかなと危惧しています。

先ほど、学務課長が言っていただいたような教育相談体制を強化すべく、スクールソーシャルワーカーを町独自で配置する予算を認めてもらえたので、これから体制づくりに充実していきたいですし、学校が魅力ある場所となるように、していきたいというふうにも思っていますが、これも学校の中だけでは、なかなか解決できないことだと思っているし、教育委員会としても支援していかんあかん、町全体としても考えていただけたらというようなところであります。

学びやすい環境、子どもがすくすくと健全で育っていくような環境になれば、子育て世代をこの町に呼び込む、そういうきっかけになるような気もするところであります。

もし、今日そういったことで、先ほど、つげなあかんもんはつげなあかんというようなご意見もありましたけど、そういったところで、委員さんからいろいろ意見をさせていただくのが、今後、この場でも協議できるのではないのかなというふうに思いまして、以上、長々とすみません。学校現場、教育委員会の教育長として懸念していることをちょっと申し上げましたけれども、お話し合いいただけると幸甚かなと思います。

以上です。

岡下町長 教育長、ありがとうございます。

委員の皆さん、今、教育長のほうから、二つ、学力の問題と不登校の問題が出ましたけども、どっちも一つに同じ問題だとは思いますが、そこは、もし何かございましたら、委員の皆さん方、ご意見ございましたら、おっしゃっていただけたらと思いますので。

教育大綱のほうは、先ほど示させていただきましたけれども、その他の問題として、この際、総合教育会議において、今後とも協議してまいりたい問題でもありますので、今、何かありましたから、ございましたら、時間もありますので、よろしかったらお願いいたします。

なければ、本日の会議は閉じさせていただきたいと思うんですねけれども、もしございましたら、どうぞ。

山風呂委員 教育大綱を見させていただいて、一人一人という言葉がすごくよく使われているので、今聞いたように不登校の生徒のこととかも、すごく考えていただいているということを知って安心しました。

岡下町長 はい、ありがとうございます。

山本委員 私のほうは、先ほどと同じですけども、こういう時代だからこそ、傾聴するということ、聞くということが根本にある大切なことやろうと思っております。ぜひそういった実践をできるようにして、そして、ここに書いていただいている、とても素晴らしいことやと、実践、その一つ一つがここへ結びついていくと思って、取り組んでいってくれたらうれしいなと思っております。

下西委員 もう、おっしゃっていただいたとおりで、特にございませんので。

岡下町長 はい、ありがとうございます。

様々な教育行政における問題は、私も本当に難しいことやと思います。

でも、今、教育長のほうから、かなり丁寧なお話もございましたので、今後も引き続き、委員の皆様方には忌憚のないご意見をいただきまして、今後とも本町の教育行政によりしくお願い申し上げます。

ちょっと時間が早いんですねけれども、本日の総合教育会議をここでもって終了したいと思います。本日はありがとうございます。お疲れさまでございました。

閉 会 午後4時45分